

(案)

麻 績 村 こども計画

(麻績村第三期子ども・子育て支援事業計画)

計画期間：令和7年度～令和11年度



令和9年3月
長野県 麻績村

— 目 次 —

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景・趣旨	P1
2 計画の位置づけ	P1
(1) 法的位置づけ	P1
(2) 関連計画との関係	P2
3 計画の期間と見直し	P2
4 計画の策定体制	P2
5 計画の変遷	P3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	P4
2 家庭・地域・行政の役割	P4
(1) 家庭におけるこどものより良い育ちの実現	P4
(2) 地域における子育てへの支援	P4
(3) 行政で行う子育て環境充実のための整備	P5

第3章 麻績村のこども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯・人口動態等の状況	P6
(1) 総人口及び乳幼児人口の推移	P6
(2) 人口動態（自然動態・社会動態）	P7
(3) 将来の人口推計	P8
2 教育・保育施設の状況	P9
3 地域子ども・子育て支援事業の実績	P10
4 ニーズ調査等の結果概要	P11
(1) 調査の目的	P11
(2) 調査概要	P11
(3) 調査の回収の状況	P12
(4) 調査の結果概要	P12
5 麻績村のこども・若者支援施策の課題	P31

第4章 子ども・子育て支援事業基本計画

1 教育・保育提供区域の設定	P32
2 幼児期の教育・保育	P33
(1) 対象事業	P33
(2) 麻績村の教育・保育施設数	P33
(3) 見込みと確保方策等	P34
3 地域子ども・子育て支援事業	P35
(1) 利用者支援に関する事業	P35
(2) 地域子育て支援拠点事業	P35
(3) 妊婦健康診査事業	P36
(4) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	P36
(5) 産後ケア事業	P37
(6) 乳児家庭全戸訪問事業	P37
(7) 要保護児童等に対する支援事業（養育支援訪問事業）	P38
(8) 子育て短期支援事業	P38

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	P39
(10) 一時的保育事業	P39
(11) 延長保育事業	P40
(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	P40
(13) 病児・病後児保育事業	P41
(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	P42
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P42
4 幼児期からの教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	P43

第5章 子ども・子育て支援事業関連計画

1 子育て世帯への経済的支援（こどもの貧困対策の推進）	P44
2 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援	P45
3 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する長野県との連携	P48
4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携	P49
5 こども・若者の意見表明	P49

資 料	P51
-----	-----

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化や人口減少が進む中、子育てにおける不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、いじめや不登校、心身の不調、進学や就労に関する悩み、社会的孤立など、子ども・若者自身が抱える課題も複合化・多様化する傾向がみられます。このため、妊娠期から子育て期にとどまらず、思春期から青年期にいたるまで、切れ目のない支援体制の充実を図り、次の世代を担う子ども・若者が健やかに成長し、自立へ向かうことができる社会を目指すことが重要となっています。

国では、「子ども・子育て支援法」等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

また、令和4年に施行された「こども基本法」は、こども政策の基本理念を定め、こどもの権利を尊重し、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指すものです。この法律に基づき、国や地方自治体がこどもを中心とした政策を推進することが求められています。

麻績村では、平成27年度から5年間の「麻績村子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年度からの第二期同計画により、幼児期からの教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業施策に取り組んできました。また、令和7年度からの第三期同計画では、これまでの取組を継承・充実させるとともに、さらなる子ども・子育て支援の充実を図ったところです。この度、同計画の計画期間中の見直し（令和8年度）にあたり、以上の背景を踏まえ、進学・就労等に伴う生活環境の変化が大きく、社会的孤立などの課題が顕在化しやすい若年期を支援対象とし、切れ目のない支援を総合的に推進するため、これまでの「第三期子ども・子育て支援事業計画」を改訂し、「麻績村こども計画」として子ども・若者施策を一体的に整理し策定します。

2 計画の位置づけ

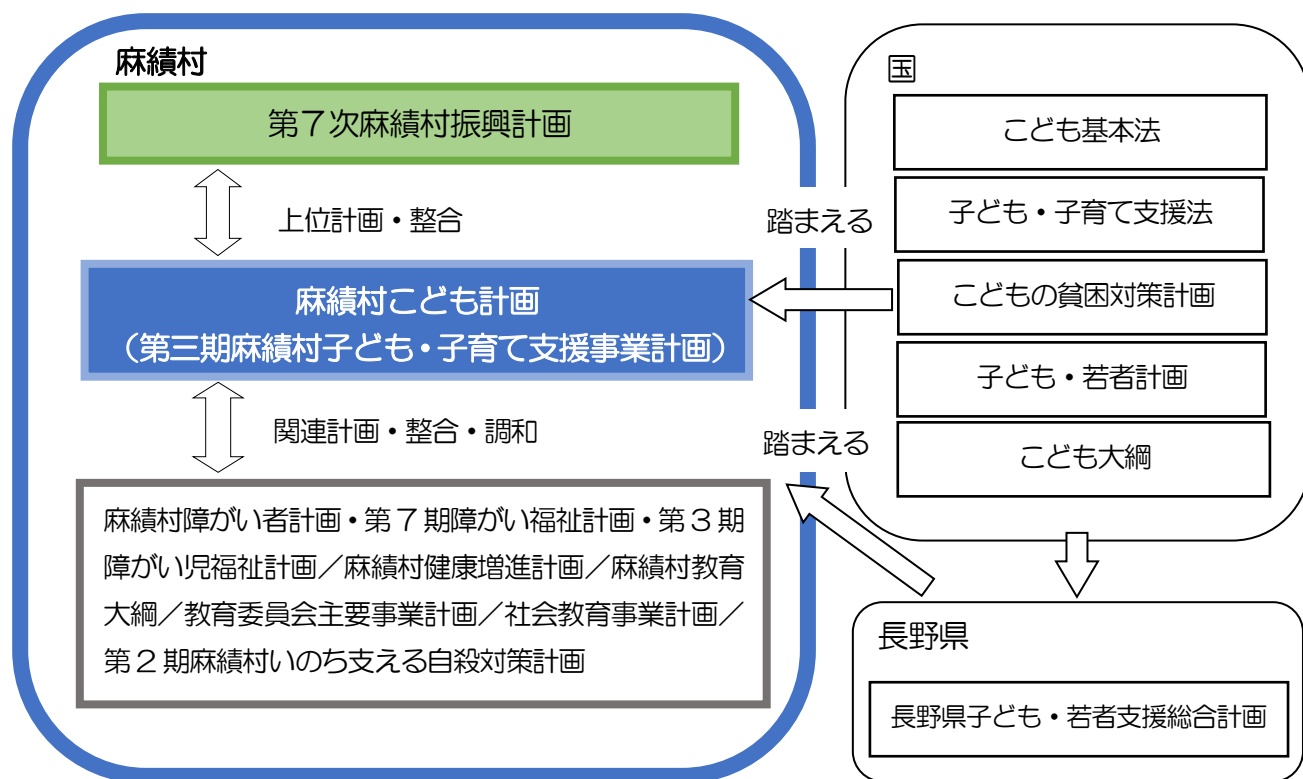
（1）法位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画としての位置づけを基本としつつ、「こども基本法」及び国のこども施策の総合的な推進の方向性を踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の示す、「こどもの貧困対策計画」並びに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の示す、「子ども・若者計画」の内容を包含するものです。

また、令和8年度の見直しにおいて、その支援の対象を29歳の者まで拡げました。

（２）関連計画との関係

この計画は、「第 7 次麻績村振興計画」を最上位計画とし、「麻績村障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」、その他計画等との整合を図ります。



3 計画の期間と見直し

この計画は、令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条に定める合議制の機関として、「麻績村子ども・子育て会議」及びその後継として、「麻績村こども計画策定審議会」で内容等の審議を行いました。

当会議は、村内の保護者や教育、保育、行政、学識経験者等により構成されております。策定に先立ち、ニーズ調査等により、子どもの保護者や子ども・若者自身の意見を聴取し、参考といたしました。また、計画（案）については、ホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の変遷

	就学前児童・小学生	中学生～29 歳
平成 17 年度 } 平成 21 年度	麻績村次世代育成支援行動計画（前期）	
平成 22 年度 } 平成 26 年度	麻績村次世代育成支援後期行動計画	
平成 27 年度 } 平成 31 年度	麻績村子ども・子育て支援事業計画	
令和 2 年度 } 令和 6 年度	麻績村第二期子ども・子育て支援事業計画	
令和 7 年度 } 令和 8 年度	麻績村第三期子ども・子育て支援事業計画	
令和 9 年度 } 令和 11 年度	麻 績 村 こ ど も 計 画 （麻績村第三期子ども・子育て支援事業計画）	

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、麻績村第三期子ども・子育て支援事業計画から、一貫性のあるこども・若者支援を行うため、第三期計画の基本理念『子どもすくすく、家族にここに、地域いきいき地域みんなで子育てサポート』を継承します。

行政と地域が協働して、保護者の子育て支援の充実を図り、次世代を担うこども・若者の健やかな成長と自立のために取り組んでいきます。

「第7次麻績村振興計画」でも、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整え、こどもたちが活気に満ち、また、こどもたち一人ひとりの「個」に寄り添い、伸ばす教育のもと、こどもたちが自立できるよう、主体性を育むことを目標にしています。そのためにも、子ども・子育て支援法に記載のとおり、子育てについての第一義的責任は保護者であるという基本的認識とともに、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていく地域づくりを目指し、「子育ては麻績村で」と言われるような子育て世帯への支援の充実を目指していきます。

2 家庭・地域・行政の役割

本計画の根拠法の一つである「子ども・子育て支援法」には、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他のこどもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」とあります。この理念の実現のためには、家庭・地域・行政など社会における全ての構成員が、こども・若者支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

（１） 家庭におけるこどものより良い育ちの実現

こどもに対する支援の出発点は、保護者をはじめとする家庭です。各家庭が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整えることで、こどものより良い育ちを実現することが大切です。

そのために、保護者としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、家庭の主体性とニーズを尊重しつつその養育力を高めます。

また、こども・若者自身が、自立へ向かって歩むことができるよう、年齢や発達段階に応じた相談支援や学びの機会の充実を図ります。困難や不安を抱えたときに、適切な支援につながる整え、主体的な成長を支えます。

（２） 地域における子育てへの支援

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、こども・若者支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

こどもや若者の成長にとってより良い環境づくりのために、専門家の助言や公的なサービスに加え、家庭間の交流や身近な地域全体でこどもや若者、子育て家庭を見守り支えるなど、地域ぐるみで子育て、自立を応援する環境整備を進めます。

（３）行政で行う子育て環境充実のための整備

こどもや若者、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、教育・保育、地域における多様なこども・若者支援の量的拡充と質的改善を図り、また、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことを目指します。

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、こどもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要するこどもや若者、子育て家庭を含め、広く「全てのこどもと家庭」への支援という観点から、多様なニーズに対応した環境整備に努めます。

第3章 麻績村のこども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯・人口動態等の状況

(1) 総人口及び乳幼児人口の推移

わが国の総人口減少、出生率低下などによる少子化の進行、高齢化の流れの急速化は当村においても同様です。平成31年から令和6年までに、総人口は300人（11.0%）減少しました。5歳以下の乳幼児人口は、一時、若者定住施策等により増加傾向がみられましたが、同施策等が一旦落ち着いたことにより、再び減少傾向となっています。総人口に占める割合の減少が緩やかであるのは、死亡・転出等による人口減により、総人口も減少してきたためと思われます。

（住民基本台帳人口 基準日：4月1日現在）

年次	総人口 (人)	総人口 に占める割合 (%)	0～5歳 児の計 (人)	乳幼児（0～5歳人口） 内 訳					
				0歳児 (人)	1歳児 (人)	2歳児 (人)	3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)
平成27年	2,904	2.41	70	12	9	20	8	7	14
平成28年	2,885	2.46	71	15	12	10	18	9	7
平成29年	2,845	3.06	87	15	17	15	13	19	8
平成30年	2,772	3.50	97	18	16	16	14	14	19
平成31年	2,738	3.32	91	11	17	18	16	15	14
令和2年	2,687	3.57	96	15	11	19	18	17	16
令和3年	2,632	3.38	89	11	15	11	17	18	17
令和4年	2,551	3.10	79	11	9	14	12	15	18
令和5年	2,511	3.11	78	15	13	9	14	13	14
令和6年	2,438	2.91	71	8	14	13	9	14	13

（２）人口動態（自然動態・社会動態）

当村の人口動態については、少子高齢化が著しく、社会動態の転入は減少しており、自然動態の出生は、近年において再び減少傾向となり、死亡は、７０人～８０人台で推移しています。その結果、毎年人口減少が続いています。

単位：人

区分	自然動態			社会動態			人口増
年度	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	
平成 26 年	13	65	△52	91	93	△2	△54
平成 27 年	13	82	△69	102	72	30	△39
平成 28 年	13	63	△50	89	69	20	△30
平成 29 年	23	67	△44	99	97	2	△42
平成 30 年	8	72	△64	95	100	△5	△69
令和元年	18	70	△52	84	78	6	△46
令和 2 年	11	85	△74	103	89	14	△60
令和 3 年	10	73	△63	48	71	△23	△86
令和 4 年	13	53	△40	65	63	2	△38
令和 5 年	8	76	△68	42	47	△5	△73

（人口動態調査）

(3) 将来の人口推計

当村の将来の人口については、2035年には、2,100 人を下回ると推計されています。全体の減少率が 10%強であるところ、0 歳～9歳までのこどもの減少も顕著ですが、とくに、20 歳～39 歳の女性及び 20 歳～29 歳の男性の減少率が、対 2025 年比でそれぞれ約 20%～36%と、他の世代と比較し大きくなっています。

(男)

単位:人

	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～64 歳	65 歳～	計
2025 年	33	53	36	42	64	76	348	433	1,085
2030 年	30	38	55	31	55	77	317	426	1,029
2035 年	27	35	40	47	45	73	281	417	965
対 2025 年 増減率 (%)	△18.2%	△34.0%	11.1%	11.9%	△29.7%	△3.9%	△19.3%	△3.7%	△11.1%

(女)

単位:人

	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～64 歳	65 歳～	計
2025 年	31	40	38	37	70	92	337	581	1,226
2030 年	28	35	45	35	58	82	312	571	1,166
2035 年	26	33	40	41	45	74	286	556	1,101
対 2025 年 増減率 (%)	△16.1%	△17.5%	5.3%	10.8%	△35.7%	△19.6%	△15.1%	△4.3%	△10.2%

(計)

単位:人

	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～64 歳	65 歳～	計
2025 年	64	93	74	79	134	168	685	1,014	2,311
2030 年	58	73	100	66	113	159	629	997	2,195
2035 年	53	68	80	88	90	147	567	973	2,066
対 2025 年 増減率 (%)	△17.2%	△26.9%	8.1%	11.4%	△32.8%	△12.5%	△17.2%	△4.0%	△10.6%

資料：国立社会保障・人口問題研究所による

２ 教育・保育施設の状況

当村における教育・保育施設の現在の状況は次のとおりです。当村に現在設置されているのは公立保育所１か所、公立小学校１か所、公立中学校１か所です。

（ア）幼稚園

４月１日現在

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
施設数	—	—	—	—	—
児童数（人）	０	０	０	０	０

（イ）保育所

４月１日現在

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
施設数		１	１	１	１	１
児童数（人）	０歳	３	３	３	３	３
	１～２歳	１６	１５	１６	１３	１６
	３～５歳	４９	５１	４４	４０	３６
合計		７０	６６	６３	５５	５２

（ウ）認定こども園

４月１日現在

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
施設数	—	—	—	—	—
児童数（人）	０	０	０	０	０

（エ）小学校

４月１日現在

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施設数		１	１	１	１	１
児童数（人）	１年生	１５	１３	１７	１４	１３
	２年生	１５	１４	１３	１８	１４
	３年生	２０	１５	１４	１４	１８
	４年生	６	２０	１４	１４	１５
	５年生	１３	６	２１	１４	１３
	６年生	１５	１３	６	２１	１４
合計		８４	８１	８５	９６	８７

（オ）中学校

４月１日現在

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施設数		１	１	１	１	１
生徒数（人）	１年生	２４	１５	１３	６	２０
	２年生	２４	２４	１５	１３	６
	３年生	１８	２４	２４	１５	１３
合計		６６	６３	５２	３４	３９

3 地域子ども・子育て支援事業の実績

当村における地域子ども・子育て支援事業の利用実績の推移は、次のとおりです。

①利用者支援に関する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（ひだまり広場）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1	1	1	1
利用者実績（延人）	2,155	2,169	2,127	2,898

③妊婦健康診査事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（実人）	21	19	22	13

④乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（実人）	11	13	12	9

⑤要保護児童等に対する支援事業（養育支援訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（実人）	8	10	6	5

⑥子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（実人）	0	0	0	0
実績（日）	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 （実人）	未就学児	0	0	0	0
	低学年	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

⑧一時的保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績 （延人）	保育園	3	3	1	89
	その他	0	0	0	0
合 計		3	3	1	89

⑨延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（実人）	15	21	21	17

⑩病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（実人）	0	0	0	1
実績（日）	0	0	0	1

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

※利用実績は年間登録数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低学年実績（実人）	26	32	26	28
高学年実績（実人）	17	11	12	12
合 計	43	43	38	40

4 ニーズ調査等の結果概要

（１） 調査の目的

当村における、こどもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の実情を把握した上で、適切な計画策定を行うための「子ども・子育て支援事業利用希望把握調査（ニーズ調査）」及び「麻績村こども計画作成のためのアンケート」を実施しました。

（２） 調査概要

【子ども・子育て支援事業利用希望把握調査】

- ◎ 調査地域： 麻績村全域
- ◎ 調査対象者： ①就学前児童の保護者 60件
②小学校就学中の児童（1年生～6年生）の保護者 69件
- ◎ 調査期間： 令和6年11月18日～12月13日
- ◎ 調査方法： 未就園児保護者 郵送による配布回収
麻績保育園児保護者 保育所を通じて配布回収
麻績小学校児童保護者 小学校を通じて配布回収

【麻績村こども計画作成のためのアンケート】

- ◎ 調査地域： 麻績村全域
- ◎ 調査対象者： ①10歳（小学5年生）～14歳（中学3年生） 67件
（内小学5年生・6年生 27件
中学1年生～3年生 40件）
②15～29歳の者 218件
- ◎ 調査期間： 令和8年7月16日～8月21日
- ◎ 調査方法： インターネット調査及び紙調査用紙（希望者）
①小学校・中学校を通じて調査の二次元コードを配布
②調査の二次元コードを郵送

（３）調査の回収の状況

【子ども・子育て支援事業利用希望把握調査】

	配布件数	回収件数	回収率
① 就学前児童	60	46	76.7%
② 小学生児童	69	50	72.5%
合 計	129	96	74.4%

【麻績村こども計画作成のためのアンケート】

	配布件数	回収件数	回収率
① 10歳～11歳	27	21	77.8%
② 12歳～14歳	40	12	30.0%
③ 15歳～29歳	218	55	25.2%
合 計	285	88	30.9%

（４）調査の結果概要

【子ども・子育て支援事業利用希望把握調査】

①子育てを主に行っている人

区 分	父母ともに		主に母親		主に祖父母		主に父		その他		無回答	
就学前	26人	56.5%	19人	41.3%	0人	0%	0人	0.0%	1人	2.2%	0人	0.0%
小学生	27人	54.0%	20人	40.0%	0人	0%	0人	0.0%	2人	4.0%	1人	2.0%

子育てを主に行っている人は、就学前では、「父母ともに」が全体の56.5%、次いで「主に母親」が41.3%となり、前回調査より、「父母ともに」の割合が6.5ポイント増えています。小学生では、「父母ともに」が54.0%、次いで「主に母親」が40.0%と前回と差がありませんでした。

②日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無

内 容	就学前		小学生	
日常的に祖父母等親族にみてもらえる	15人	32.6%	20人	40.0%
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	33人	71.7%	34人	68.0%
日常的にこどもをみてもらえる友人・知人がいる	0人	0.0%	3人	6.0%
緊急時もしくは用事のある時はこどもをみてもらえる友人・知人がいる	8人	17.4%	7人	14.0%
いずれもない	3人	6.5%	4人	8.0%

日常的及び緊急時に祖父母等の親族、知人等のいずれかに頼ることができる家庭が、就学前及び小学生の家庭で9割を超えている反面、1割弱の家庭では、親族・知人等頼るところがない状況です。

③子育てに関して悩んでいること・不安に思っていること（複数回答）

就学前及び小学生の家庭で、ともに約半数の家庭が経済的な不安を抱えています。同様に、3割以上の

内 容	就学前		小学生	
育児の方法がよくわからない	2人	4.3%	3人	6.0%
こどもの病気や発育・発達に関すること	8人	17.4%	13人	26.0%
こどもとの接し方に自信が持てない	4人	8.7%	4人	8.0%
子育てに関しての話し相手や相談相手がいない	1人	2.2%	1人	2.0%
配偶者の子育ての協力が少ない、又は意見が合わない	3人	6.5%	3人	6.0%
配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	3人	6.5%	2人	4.0%
自分の子育てについて、親族や近隣の人など周りの目が気になる	2人	4.3%	4人	8.0%
子育てのストレスを解消できない	2人	4.3%	1人	2.0%
こどもを叱りすぎているような気がする	13人	28.3%	12人	24.0%
子育てと仕事の両立に関すること	18人	39.1%	16人	32.0%
子育てをするための経済的問題（生活費・教育費など）に関すること	19人	41.3%	25人	50.0%
こどもが成長していく将来の社会状況等に関すること	15人	32.6%	16人	32.0%
保育所等の入所に関すること	0人	0.0%		
保育所等の保育に関すること	3人	6.5%		
小学校の生活や中学校への進学に関すること	7人	15.2%	8人	16.0%
小学校の放課後や長期休業（夏・冬休みなど）の過ごし方に関すること	5人	10.9%	16人	32.0%
こどもの友だち付き合い（いじめ・孤立化など）に関すること	4人	8.7%	10人	20.0%
不登校・非行などに関すること	1人	2.2%	3人	6.0%
その他	0人	0.0%	0人	0.0%
特になし	6人	13.0%	6人	12.0%

家庭が、子育てと仕事の両立、こどもが成長していく将来の社会状況等に関すること、放課後や長期休みの際のこどもの過ごし方について不安・懸念を抱えていることがわかりました。

また、こどもが就学した後、病気や発育・発達に関することについて不安を抱える家庭が増えることがわかりました。

④子育てをする上で気軽に相談できる人、又は場所の有無

	就学前		小学生	
配偶者・祖父母等の親族	42人	91.3%	36人	72.0%
友人や知人	28人	60.9%	31人	62.0%
近所の人	9人	19.6%	5人	10.0%
保健師	6人	13.0%	1人	2.0%
保育士	12人	26.1%	3人	6.0%
民生委員・児童委員	0人	0.0%	1人	2.0%
かかりつけの医師	4人	8.7%	7人	14.0%
麻績村子育て支援コーディネーター	2人	4.3%	2人	4.0%
その他	1人	2.2%	5人	10.0%
相談できる人はいない・相談できる場所はない	0人	0.0%	0人	0.0%

子育てをする上で気軽に相談できる人・場所については、前回調査では、小学生の家庭で6人が相談する場所がないと回答していましたが、今回調査では、相談できる人・場所がないという回答はありませんでした。相談先としては、「配偶者や祖父母等の親族」が就学前、小学生家庭両方で最も多い回答でした。

⑤保護者の現在の就労状況

	フルタイム就労	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中	パート・アルバイト等	パート・アルバイトで就労しているが、産休・育休・介護休業中	以前は就労していたが、現在就労していない	無回答
母親（就学前）	11 人 (23.9%)	4 人 (8.7%)	15 人 (32.6%)	1 人 (2.2%)	15 人 (32.6%)	0 人 (0.0%)
父親（就学前）	43 人 (93.5%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	3 人 (6.5%)
母親（小学生）	19 人 (38.0%)	1 人 (2.0%)	23 人 (46.0%)	1 人 (2.0%)	6 人 (12.0%)	0 人 (0.0%)
父親（小学生）	43 人 (86.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	1 人 (2.0%)	6 人 (12.0%)

保護者の就労状況をみると、「母親」では就学前は、前回調査から「フルタイム就労」は、7.2ポイント上昇しましたが、依然として、「パート・アルバイト等」が33.3%で、最も多くなっています。小学生になると、「就労していない」割合が減り、「フルタイム就労」あるいは「パート・アルバイト等」で仕事へ復帰する者が多くなっています。一方「父親」はフルタイム勤務が、就学前93.5%、小学生86.0%となっています。

⑥ー1 母親のフルタイムへの転換希望（⑤でパート・アルバイト就労と答えた人の回答）

	就学前		小学生	
フルタイムへの転換希望あり、実現する見込みがある	1 人	6.3%	3 人	12.5%
フルタイムへの転換希望あるが、実現できる見込みはない	6 人	37.5%	6 人	25.0%
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	6 人	37.5%	10 人	41.7%
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	0 人	0.0%	2 人	8.3%
無回答	3 人	18.6%	3 人	12.5%

母親の転換希望は、就学前、小学生家庭ともに、「フルタイムへの転換希望はある」が、見込みがなく、パート・アルバイト等での就労を検討している様子がありました。

⑥ー2 母親の就労意向（⑤で、以前は就労していたが、現在就労していないと答えた人の回答）

	就学前		小学生	
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	2 人	13.3%	2 人	33.3%
1年以上先、一番下のこどもが〇〇歳になった頃に就労したい	7 人	46.7%	3 人	50.0%
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	5 人	33.3%	1 人	16.7%
無回答	1 人	6.7%	0 人	0.0%

母親の就労意向については、就学前の家庭で、「1年以上先に就労したい」及び「すぐにでも就労したい」を合わせて、8割の家庭に復職希望があることがわかりました。就学後になると、「子育てや家事になどに専念したい」割合が多くなる結果が得られました。

⑦平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

	就学前		小学生	
利用している	31 人	67.4%	21 人	42.0%
利用していない	14 人	30.4%	28 人	56.0%
無回答	1 人	2.2%	1 人	2.0%

就学前の「利用していない」14 家庭の内、「利用したいが、保育事業に空きがない」と回答した方が 1 人いました（3歳未満）。他、「利用していない」理由は、「就労しておらず、利用の必要がない」「ある程度大きくなったら利用を考えている」との回答でした。また、「利用している」家庭の全数が保育園利用でした。

※利用時間帯の希望（⑦で、利用していると答えた人の回答※就学前）

希望開始時間				希望終了時間		
就 学 前	7：00～	1 人	3.2%	～16：00	12 人	38.7%
	8：00～	9 人	29.0%	～17：00	6 人	19.4%
	9：00～	9 人	29.0%	～18：00	3 人	9.7%
	10：00～	2 人	6.5%	～19：00	0 人	0.0%
	無回答	10 人	32.3%	無回答	10 人	32.3%

就学前の家庭で、利用希望の開始時間については、「8：00～」「9：00～」が、58.0%と最も多い回答でした。また、終了時間については、「～16：00」と「～17：00」が、58.1%と最も多い回答でした。前回調査と比較すると、現在保育園を利用している人では、延長保育についての希望は減っています。

⑧平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（複数回答）

	就学前		小学生	
保育所（園）	41 人	89.1%	4 人	8.0%
認定こども園	2 人	4.3%	2 人	4.0%
認可保育所等	1 人	2.2%	0 人	0.0%
幼稚園	3 人	6.5%	1 人	2.0%
家庭的保育事業	1 人	2.2%	0 人	0.0%
居宅訪問型保育	3 人	6.5%	2 人	4.0%
ファミリー・サポート・センター事業	7 人	15.2%	5 人	10.0%
その他の認可外保育施設	2 人	4.3%	0 人	0.0%
学童保育	8 人	17.4%	21 人	42.0%
その他	1 人	2.2%	7 人	14.0%
無回答	3 人	6.5%	16 人	36.0%

就学前、小学生家庭ともに、最も希望が多かったのが、現行の保育園、学童保育でした。前回調査から希望が多かった、ファミリー・サポート・センター事業については、今回調査でもニーズの多さが示されました。

⑨土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前）

土曜日利用希望			日曜日・祝日利用希望	
利用する必要はない	41 人	89.1%	43 人	93.5%
ほぼ毎週利用したい	1 人	2.2%	0 人	0.0%
月に1～2回利用したい	2 人	4.3%	1 人	2.2%
無回答	2 人	4.3%	2 人	4.3%

土曜・日曜日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「土曜日」では「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回利用したい」を合わせると6.5%、「日曜日・祝日」では、両者を合わせると2.2%の希望でした。前回調査と比較すると、大幅な利用希望の減少がみられます。

⑩こどもが病気やケガで保育所等を利用できなかったことの有無（⑦で「利用している」と答えた人の回答）

就学前			小学生	
あった	26 人	83.9%	14 人	66.7%
なかった	5 人	16.1%	3 人	14.3%
無回答	0 人	0.0%	4 人	19.0%

就学前の家庭で、保育を利用している人の中で、こどもが病気やけがで保育所等を利用できなかったことがあると答えた家庭は、83.9%でした。小学生の家庭では、同66.7%でした。

⑩ー1 この1年間、病気やケガで保育施設を利用できなかった場合の対処方法（複数回答）

就学前			小学生	
母親が仕事休んで見た	23 人	88.5%	12 人	85.7%
父親が仕事を休んで見た	16 人	61.5%	7 人	50.0%
親族・知人に看てもらった	11 人	42.3%	8 人	57.1%
両親のどちらかが就労していない方が見た	3 人	11.5%	2 人	14.3%
ベビーシッターを利用した	0 人	0.0%	0 人	0.0%
仕方なくこどもだけで留守番をさせた	0 人	0.0%	1 人	7.1%
その他	1 人	3.8%	2 人	14.3%

就学前、小学生家庭ともに、こどもの病気やけがの際は、「母親が仕事を休んで見た」が8割を超え、父親や親族等が看る場合は半数程度となっています。その他は、「就労地域の病児保育」でした。

⑩ー2 病児・病後児の利用希望（⑩で「あった」と答えた人の回答）

就学前			小学生	
利用したい	17 人	65.4%	9 人	64.3%
利用したいと思わない	5 人	19.2%	4 人	28.6%
無回答	4 人	15.3%	1 人	7.1%

病児・病後児保育施設を「できれば利用したい」と答えた人が就学前、小学生家庭ともに6割を超え、前回調査より利用希望が増加しています。

⑪ 不定期の教育・保育事業の1年間の利用の有無

	就学前		小学生	
一時預かり	1人	2.2%	0人	0.0%
長時間保育	2人	4.3%	1人	2.0%
ベビーシッター	0人	0.0%	0人	0.0%
その他	1人	2.2%	2人	4.0%
利用していない	38人	82.6%	41人	82.0%
無回答	4人	8.7%	6人	12.0%

この1年間に不定期の教育・保育事業を「利用した」と回答した人のうち、「その他」で、「訪問看護」や「レスパイト」等の利用がありました。個別的・定型的なニーズがあることがわかりました。

⑫ 放課後の過ごし方（希望含む）（複数回答）※出生年度無回答2件除く

	小学生	
自宅	29人	60.4%
祖父母宅や知人宅	3人	6.3%
習い事	12人	25.0%
放課後児童クラブ	22人	45.8%
地域のスポーツクラブ	2人	4.2%
放課後子ども教室	11人	22.9%
その他	5人	10.4%
無回答	1人	2.1%

放課後の過ごし方の希望は、「自宅」で過ごしたいが60.4%、次いで「放課後児童クラブ」で過ごしたいが45.8%でした。

⑬ 地域における子育ての環境や支援への満足度

	満足度（低） ← 満足度（高） →					無回答
	満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	
就学前	2人 (4.3%)	9人 (19.6%)	17人 (37.0%)	13人 (28.3%)	4人 (8.7%)	1人 (2.2%)
小学生	3人 (6.0%)	11人 (22.0%)	18人 (36.0%)	15人 (30.0%)	2人 (4.4%)	1人 (2.0%)

地域における子育て環境や支援への満足度は、前回と比較し、満足度1及び2の割合は変化がなく、満足度3が減少し、満足度4及び5の割合が増加しました。

【麻績村こども計画作成のためのアンケート】

●10～14 歳

①あなた自身について

	回答数	割合
今の自分が好きだ	15 人	46.9%
自分は幸せだと思う	23 人	71.9%
自分の親から大切にされていると思う	26 人	81.3%
自分に自信がなくなることがよくある	9 人	28.1%

10～14 歳のこどもたちの半数以上が、自己肯定感を持ち、7割以上が「幸せだと思う」「親から大事にされていると思う」と回答し、全体的に肯定的な自己認識を持っています。一方で、約3割のこどもが「自分に自信がなくなることがよくある」と回答しています。

②居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）（複数回答）

	回答数	割合
自分の部屋	18 人	54.5%
家	29 人	87.9%
学校	13 人	39.4%
図書館や公民館、公園	4 人	12.1%
インターネットの中（SNS等）	6 人	18.2%

居場所として「家」と「自分の部屋」を選択したこどもが8割以上を占めており、家庭がこどもにとって重要な安心できる場所となっていますが、学校及び地域施設を安心できる場所として捉えているこどもが半数以下の4割未満となっている課題が見えます。

③「自分には話せる人がいない」「ひとりぼっち」と感じるものの有無

	回答数	割合
ない	23 人	69.7%
たまにある	9 人	27.3%
よくある	1 人	3.0%

約7割のこどもが孤立感を感じていないと回答しており、全体的には良好な人間関係が構築されていることが示唆されます。しかし、約3割のこどもが「たまにある」または「よくある」と回答しており、一定数のこどもが孤立感を抱いています。

④ なやみを相談したり、本音を話したりできる人（複数回答）

	回答数	割合
家族	27 人	84.4%
学校の友だちや先生	25 人	78.1%
近所の人	1 人	3.1%
習いごとの友だちや先生	9 人	28.1%
インターネット上で知り合った人	2 人	6.3%

相談相手として「家族」が最も多く（84.4%）、次いで「学校の友だちや先生」となっており、こどもたちは身近な大人や友人に相談している傾向がわかります。

⑤だれとでもすぐに仲良くなれるか

	回答数	割合
そう思う	14 人	42. 4%
わりとそう思う	12 人	36. 4%
そう思わない	7 人	21. 2%

「そう思う」「わりとそう思う」を合わせると約7割以上のこどもが、比較的容易に人間関係を構築できていると感じています。一方で、約2割のこどもが「そう思わない」と回答しており、人間関係の構築に困難を感じているこどもも一定数いることが示されています。

⑥将来（大人になったとき）のイメージ（複数回答）

	回答数	割合
自由にのんびり暮らしている	16 人	51. 6%
多くの人の役に立っている	12 人	38. 7%
幸せになっている	16 人	51. 6%
みんなで共同生活をしている	1 人	3. 2%
夢を叶えている	1 人	3. 2%
わからない・想像つかなくて分からない	2 人	6. 4%

こどもたちの将来イメージとして「自由にのんびり暮らしている」「幸せになっている」が最も多く（51.6%）なっていますが、肯定的な印象を抱いているこどもたちが半数にとどまっています。また、「夢を叶えている」と具体的な目標を持つこどもは1人だけとなっています。

⑦ふだん家にいるときの時間の使い方

	回答数	割合
テレビを見る	24 人	72. 7%
本を読む	8 人	24. 2%
新聞を読む	2 人	6. 1%
ゲームをする	25 人	75. 8%
勉強をする	26 人	78. 8%
家事をする	18 人	54. 5%
病気の家族やきょうだいの世話をする	1 人	3. 0%
インターネットをする	13 人	39. 4%

「勉強をする」（78.8%）と「ゲームをする」（75.8%）が家での時間の使い方として最も多く、この時期のこどもたちの生活が学習とデジタルメディアの利用に大きく占められていることが分かります。読書（24.2%）や家事（54.5%）を行うこどもも一定数いますが、インターネット利用（39.4%）も約4割を占め、デジタルメディアとの関わりが深まっていることが課題として考えられます。また、「病気の家族やきょうだいの世話をする」と回答したこどもがいる点については、ヤングケアラーの可能性について留意が必要です。

⑧普段の外出頻度

	回答数	割合
学校や習いごと、遊びなどで平日は毎日、または週に3日以上、家の外に出かける	27人	81.8%
ふだんは家にいるが、自分のしゅみ、用事の時だけ近所のコンビニなどに出かける	3人	9.1%
ほとんど家にいて、外に出かけることがない	3人	9.1%

約8割のこどもが学校や習いごと、遊びなどで週に3日以上外出しており、全体的には活動的な生活を送っています。一方で、約1割のこどもが普段は家にいることが多く、外出が限定的であることが分かります。同様に、約1割のこどもが「ほとんど家にいて、外に出かけることがない」と回答しています。

⑨外出回数が今のようになってからの期間

	回答数	割合
1年たっていない	1人	20.0%
1～3年くらい	3人	60.0%
4～5年くらい	1人	20.0%

外出が限定的、あるいはほとんど外に出かけることがないと回答したこどもの状況が、1年を超えて長期化・固定化しやすい状況が示されています。

⑩ものがうまくいかず落ち込んだ経験の有無及び落ち込んだ状態から戻った経験の有無

落ち込んだ経験の有無	回答数	割合
ある	28人	84.8%
ない	5人	15.2%

落ち込んだ状態から元に戻った経験の有無	回答数	割合
ある	28人	100%

8割以上のこどもが落ち込んだ経験を持っていますが、全員が元気に戻ったと自覚しています。

⑪落ち込んだ状態から元気になれたきっかけ（複数回答）

	回答数	割合
家族や親せきの助け	16 人	57.1%
友だちの助け	19 人	67.9%
学校の先生に相談したこと	7 人	25.0%
相談できる場所に行って相談したこと	1 人	3.6%
SNSや相談メールを使って相談したこと	2 人	7.1%
同じようにうまくいかなかった経験をした人に相談したこと	2 人	7.1%
しゅみの活動に参加したこと	6 人	21.4%
時間がたって状況が変化したこと	9 人	32.1%
自分の努力で乗り越えたこと	10 人	35.7%
推しをみた	2 人	7.1%
わからない、答えられない	4 人	14.3%

ものごとがうまくいかず落ち込んだときに相談しやすい人（複数回答）

	回答数	割合
家族や親せき	25 人	78.1%
学校の友だち	22 人	68.1%
地域の友だち	1 人	3.1%
先輩や後輩	6 人	18.8%
学校の先生	11 人	34.4%
スクールカウンセラーなど	3 人	9.4%
地域の人	1 人	3.1%
病院や相談できる場所にいる専門家（学校以外の専門家）	1 人	3.1%
同じように落ち込んだことのある人たち	7 人	21.9%
だれにも相談したり助けてもらったりしようと思わない。	2 人	6.3%
A I	2 人	6.3%
わからない	1 人	3.1%

相談しようと思わない理由（複数回答）

	回答数	割合
相談しても解決できないと思うから	3	60.0%
自分一人で解決すべきと思うから	2	40.0%
だれにも知られたくないことだから	2	40.0%
嫌なこと、できないことをするように言われそうだから	1	20.0%
相手にうまく伝えられないから	1	20.0%
ひとに相談することがまずできない。やりたくない。 別に相談しなくても自分で解決できるから。心の中で。	1	20.0%

元気になれたきっかけとして「家族や親せきの助け」（57.1%）と「友だちの助け」（67.9%）が最も多く、次いで「自分の努力で乗り越えたこと」（35.7%）、「時間がたって状況が変化したこと」（32.1%）となっています。こどもたちが困難から回復する過程において、身近な大人や友人のサポートが重要な役割を果たしていることが分かる一方で、課題解決に他者の力を借りない、頼らない姿勢も見られます。また、他者への相談自体に不安や懸念を抱き、自分だけで抱え込むこどももいることが示されています。

⑫家庭や学校以外での相談場所の認知度

	回答数	割合
知っている	28 人	84.8%
知らない	5 人	15.2%

8割以上のこどもが、家庭や学校以外の相談場所の存在を認知していますが、一方で一定数のこどもが、認知していないことが分かります。相談場所の認知度向上と、より多くのこどもへの情報提供が課題として考えられます。

⑬麻績村の将来の展望と村（村政）への期待（自由記載）

10～14歳のこどもたちからは、自然豊かな環境、交通の利便性、公園などの遊び場、道路整備（安全性）、イベント開催、相談場所の充実など、多様な期待や要望が寄せられているなか、「こういうアンケートをとっているのだから、みんなの声を形にしてくれる村が良い」という意見があり、こどもたちが自分たちの意見を表出するこのような機会を有効に使い、村づくりについて積極的に考えていることが示されています。

●15～29 歳

①年齢

	回答数	割合
15～19歳	19 人	34.5%
20～24歳	20 人	36.4%
25～29歳	16 人	29.1%

各年齢区分がおおむね3分の1ずつを占めており、各年齢層から比較的均衡して回答が得られています。就学期、進学・就職移行期、就労・結婚・子育て期など、異なるライフステージの意識が反映された結果と考えられます。

②現在の同居者（複数回答）

	回答数	割合
父	26 人	48.1%
母	31 人	57.4%
きょうだい	16 人	29.6%
祖父母	9 人	16.7%
夫あるいは妻	6 人	11.1%
子	2 人	3.7%
単身世帯	11 人	20.4%
無回答	3 人	5.6%

父母と同居している回答者が多く、若者期においても実家を生活基盤としている人が多いことがうかがえます。一方、単身世帯が11人、配偶者との同居が6人、子との同居が2人あり、進学、就職、結婚、子育てなどに伴って生活形態が多様化しています。

③主に生計を支えている人

	回答数	割合
自分自身	12 人	21.8%
父	26 人	47.3%
母	9 人	16.4%
夫あるいは妻	4 人	7.3%
きょうだい	1 人	1.8%
子	1 人	1.8%
わからない、答えられない	1 人	1.8%
祖母	1 人	1.8%

父が主に生計を支えているとの回答が最も多く、母と合わせると全体の6割を超え、親の経済的基盤に支えられている若者が多いことが分かります。一方で、「自分自身が生計を支えている」人も約2割います。

④暮らし向き

	回答数	割合
余裕がある	5 人	9.1%
普通	40 人	72.7%
余裕がない	10 人	18.2%

「普通」「余裕がある」とする回答が約8割を占める一方で、「余裕がない」が約2割あることから、全体としては比較的安定しているものの、経済的な負担感を抱える若者や世帯も一定数存在していることがうかがえます。

⑤最終卒業学校・在学中の学校

	回答数	割合
中学校	2 人	3.6%
高等学校	20 人	36.4%
専門学校・専修学校	10 人	18.2%
短期大学	3 人	5.5%
大学・大学院	18 人	32.7%
養護学校	1 人	1.8%
無回答	1 人	1.8%

大学・大学院と高等学校がそれぞれ約3割を占め、専修学校・専門学校と短期大学を合わせた数も約2割となっています。在学中の学校を含むため単純な最終学歴とは異なりますが、進学先や教育歴が多様であることが分かります。

⑥就業経験

	回答数	割合
現在、就業している	38 人	69.1%
現在就業していないが、過去に就業経験がある	5 人	9.1%
現在、就業しているが休職・休業中	2 人	3.6%
これまでに就業経験はない	10 人	18.2%

現在就業中の人約 7 割を占めています。一方、過去に就業経験はあるものの現在は就業していない人、休職・休業中の人、就業経験がない人で 3 割を占め、それぞれの状況に応じた個別的な支援が求められることがうかがえます。

⑦現在の仕事

	回答数	割合
正規の社員・職員・従業員	21 人	52.5%
学生・生徒	9 人	22.5%
パート・アルバイト	4 人	10.0%
契約社員・嘱託	3 人	7.5%
自営業・自由業	1 人	2.5%
派遣社員	1 人	2.5%
講師	1 人	2.5%

職種等を回答した人の中では、正規の社員・職員・従業員が最も多くなっています。一方、パート・アルバイト、契約社員・嘱託、派遣社員などの雇用形態が約 2 割あり、主たる生計において 1 割程が自身と父母以外の家族内他者に支えられており、また、暮らし向きにおいても 2 割弱が「余裕がない」と回答していることと合わせると、雇用の有無だけでなく、職種の選択肢や安定性において支援の余地がうかがえます。

⑧自分自身について

	回答数	割合
今の自分が好き・自分自身に満足している	22 人	40.0%
今の自分を変えたいと思う	22 人	40.0%
将来よりも今の生活を楽しみたい	9 人	16.4%
努力すれば希望する職業につくことができると思う	18 人	32.7%
自分の将来は運やチャンスによって決まると思う	15 人	27.3%
他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや行動をとろうが、自分の自由だと思う	20 人	36.4%
自分らしさを強調するより、他人と同じことをしている方が安心だ	5 人	9.1%
自分の親（保護者）から愛されていると思う	35 人	63.6%
うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む方だ	13 人	23.6%
自分の考えをはっきり相手に伝えることができる方だ	16 人	29.1%
自分は役に立たないと感じることがある	14 人	25.5%

「親から愛されていると思う」が最も多く、家族からの愛情を感じている若者が多いことが分かります。一方、「今の自分を変えたい」が 4 割を占め、成長や変化への意識が高いこともうかがえます。

また、「自分は役に立たないと感じることがある」が約 2 割以上あり、幸福感が高いという全体傾向の中にも、自己有用感の低さを抱える若者が一定数いることがわかります。

⑨現在の幸福感

	回答数	割合
そう思う	51 人	92.7%
そう思わない	4 人	7.3%

9 割を超える人が、現在の自分を幸せだと思うと回答しており、全体として幸福感は高い状況です。一方で、「そう思わない」人もいるため、孤独感、将来への希望、経済状況、相談行動などとの関係を踏まえ、個々の課題解決を図れる体制が必要です。

⑩現在の居場所（複数回答）

	回答数	割合
自分の部屋	48 人	88.9%
家庭	37 人	68.5%
学校	11 人	20.4%
職場	9 人	16.7%
地域（図書館、公民館、公園等）	11 人	20.4%
インターネット空間	17 人	31.5%

「自分の部屋」と「家庭」が主な居場所となっており、私的な生活空間が安心の基盤となっています。

学校や地域を居場所とする人は約 2 割、職場は約 2 割弱にとどまっている一方で、インターネット空間を居場所とする人が 3 割を超えていることから、若者の居場所が、身近な物理的な場所だけでなく、オンラインにも広がっているのがわかります。

⑪孤独感

	回答数	割合
ある	17 人	30.9%
ない	38 人	69.1%

話を聞き、悩みや本音を話せる人（複数回答）

	回答数	割合
家族・親族	47 人	87.0%
友人	42 人	77.8%
近所の人や地域の知人	5 人	9.3%
職場・アルバイト関係の人	5 人	9.3%
インターネットで知り合った人やグループ	4 人	7.4%

約 7 割は孤独感がないと回答していますが、約 3 割は孤独を感じることがあると回答しています。

家族・親族と友人が主要な支えとなっており、身近な関係の重要性が示されている一方、地域や職場の人を挙げた人は約 1 割で、家族・友人以外のつながりは限定的です。

インターネット上の知人だけを相談相手として挙げた回答もみられます。

⑫社会のために役立ちたいと思うか

	回答数	割合
そう思う	46 人	83.6%
そう思わない	9 人	16.4%

約 8 割が社会のために役立ちたいと回答しており、社会参加や地域貢献への意欲は高い状況です。

⑬将来への明るい希望

	回答数	割合
希望がある	42 人	76.4%
希望がない	13 人	23.6%

回答者の 4 人に 3 人は将来への希望を持っていますが、4 人に 1 人は希望がないと回答しています。現在の幸福感は 9 割を超える一方、現在の生活への満足と将来の見通しが必ずしも一致していないことが分かります。

⑭20 年後の姿（複数回答）

	回答数	割合
自由にのんびり暮らしている	33 人	61.1%
世界で活躍している	5 人	9.3%
多くの人の役に立っている	13 人	24.1%
幸せになっている	21 人	38.9%

「自由にのんびり暮らしている」が最も多く、安定した自分らしい生活を望む傾向が強くみられます。「幸せになっている」「多くの人の役に立っている」も多く、生活の安定と社会とのつながりの双方が将来像として意識されています。

⑮自宅での過ごし方（複数回答）

	回答数	割合
テレビを見る	21 人	38.2%
ラジオを聴く	1 人	1.8%
本を読む	10 人	18.2%
新聞を読む	1 人	1.8%
ゲームをする	28 人	50.9%
勉強をする	17 人	30.9%
仕事をする	7 人	12.7%
家事をする	27 人	49.1%
育児をする	3 人	5.5%
家族の介護・看護、きょうだいの世話をする	0 人	0.0%
インターネットをする	38 人	69.1%
あてはまるものはない	1 人	1.8%

インターネット利用が最も多く、次にゲーム利用が続き、若者の生活にデジタル媒体が深く浸透していることが分かります。家事が半数、勉強が 3 割を超え、仕事や育児もみられるなど、回答者のライフステージに応じて自宅での過ごし方は多様であることが分かります。

⑩普段の外出頻度

	回答数	割合
仕事や学校で平日は毎日外出する	42 人	76.4%
仕事や学校で週に3～4日外出する	7 人	12.7%
遊び等で頻繁に外出する	2 人	3.6%
人づきあいのためにときどき外出する	2 人	3.6%
普段は家にいるが、自分の趣味など、用事の時だけ外出する	2 人	3.6%
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0 人	0.0%
自室からは出るが、家からは出ない	0 人	0.0%
自室からほとんどでない	0 人	0.0%

大半が仕事や学校のために定期的に外出しており、就学・就労を通じた社会参加が確保されています。一方、自宅で過ごすことが多く、趣味や人づきあいのときだけ外出すると答えた2名について、外出状況の継続期間と理由、最近6か月間の家族以外との会話については、それぞれ、「1年未満」「1年～5年未満」、理由として「妊娠したこと」「特に理由はない」があり、会話についてはいずれも「よく会話をした」となっています。

外出が限定的であっても、直ちに社会的孤立を意味するものではなく、妊娠・子育て、趣味中心の生活など、個別の事情を把握する必要があります。

⑪社会生活・日常生活を円滑に送れなかった経験

	回答数	割合
あった	13 人	23.6%
なかった	42 人	76.4%

困難を抱えたきっかけ（自分自身について）（複数選択）

	回答数	割合
人づきあいが苦手	4 人	30.8%
家族や親しい人との離別・死別	2 人	15.4%
精神的な病気	5 人	38.5%
身体的な病気・けが	2 人	15.4%
何事も否定的にとらえてしまう	2 人	15.4%
勉強が苦手	2 人	15.4%
悩みや不安を相談できない	2 人	15.4%
わからない	2 人	15.4%
その他	2 人	15.4%

困難を抱えたきっかけ（家族・家庭について）（複数選択）

	回答数	割合
家庭内不和・離別・離婚・死別	3 人	27.3%
親（保護者）の虐待	1 人	9.1%
親（保護者）への反発	1 人	9.1%
家庭が貧しい	2 人	18.2%
特になし	5 人	45.5%
わからない	3 人	27.3%

困難を抱えたきっかけ（学校について）（複数選択）

	回答数	割合
成績が悪い、授業についていけない	1人	8.3%
友達と関係が悪い	1人	8.3%
集団行動が苦手	1人	8.3%
いじめを受けた	2人	16.7%
体罰やハラスメントを受けた	1人	8.3%
小学校時代の不登校	1人	8.3%
中学校時代の不登校	4人	33.3%
高校時代の不登校	2人	16.7%
中学卒業後の進路中の中退	1人	8.3%
高校受験の失敗	1人	8.3%
大学受験の失敗	1人	8.3%
特にない	5人	41.7%

困難を抱えたきっかけ（仕事・職場について）（複数選択）

	回答数	割合
上司や同僚との関係が悪い	1人	10.0%
職場を退職	1人	10.0%
仕事上でのミス	2人	20.0%
仕事の量や内容が自分の能力を超えている	1人	10.0%
いわゆる「充電の期間」が必要	1人	10.0%
特にない	7人	70.0%
その他	1人	10.0%

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状態が改善した経験

	回答数	割合
あった	11人	84.6%
なかった	2人	15.4%

状態が改善したきっかけ（複数回答）

	回答数	割合
家族や親戚の助け	4人	36.4%
友人の助け	2人	18.2%
学校の先生に相談したこと	1人	9.1%
地域の人々の助け	1人	9.1%
病院に行って相談したこと	2人	18.2%
同じようにうまくいかなかった経験をした人に話してみたこと	1人	9.1%
就職・転職したこと	1人	9.1%
趣味の活動に参加したこと	1人	9.1%
時間が経って状況が変化したこと	4人	36.4%
わからない、答えられない	3人	27.3%
その他	1人	9.1%

家族・知人以外に相談する場合の条件（複数回答）

	回答数	割合
相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある	26 人	48.1%
相手が同世代である	19 人	35.2%
相手が同性である	13 人	24.1%
匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる	17 人	31.5%
電話で相談できる	6 人	11.1%
SNSやメールで相談できる	16 人	29.6%
曜日・時間帯を気にせずに相談できる	15 人	27.8%
相談できる場所が自宅から近い	4 人	7.4%
相手が自宅に来てくれる	2 人	3.7%
無料で相談できる	14 人	25.9%
相手が公的な支援機関である	8 人	14.8%
相手先が民間の支援団体（NPOなど）である	2 人	3.7%
相手が医師である	8 人	14.8%
相手がカウンセラーなど心理学の専門家である	14 人	25.9%
誰にも相談したくない	7 人	13.0%
その他	1 人	1.9%

誰にも相談したくない理由（複数回答）

	回答数	割合
相談しても解決できないと思うから	11 人	32.4%
自分ひとりで解決するべきだと思うから	2 人	5.9%
誰にも知られたくないことだから	8 人	23.5%
自分が変な人に思われるのではないかと不安だから	4 人	11.8%
自分の欠点や失敗を悪く言われそうだから	5 人	14.7%
相手がどんな人かわからないから	4 人	11.8%
何を聞かれるか不安に思うから	3 人	8.8%
嫌なこと、できないことをするように言われそうだから	3 人	8.8%
相手にうまく伝えられないから	10 人	29.4%
裏切られたり、失望するのが嫌だから	2 人	5.9%
お金がかかると思うから	4 人	11.8%
特に理由はない、わからない	11 人	32.4%
その他	1 人	2.9%

7割超は、「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験」が無かったと答えた一方、回答者の4人に1人が、そのような経験をしたことがある、または現在そのような状況があると回答しています。本人が考えるきっかけ・原因としては、自身の性格や病気、家庭内環境、経済的環境、学校でうまくいかなかった経験や不登校の経験等であるとの回答が複数あり、複合的な要因の中にも共通する要因を抱えていることが示されています。

また、そのような経験をした人のほとんどに改善経験があり、きっかけとしては、周囲の支援や環境の変化、専門機関への相談などが改善につながったことが示されている一方、改善経験がない人もいるため、支援が一度で終わらない、継続的な伴走が必要です。

相談先の選択として最も多いのは、同じ悩みを経験した人、同世代・同性、匿名性、SNS・メール、時間を問わないこと、無料であることなどが重視されています。本人が選択できる複数の支援経路が必要であることが分かります。

⑱こども・若者を対象とした支援機関の認知（複数回答）

	回答数	割合
精神保健センター	12 人	23.1%
ひきこもり地域支援センター	5 人	9.6%
発達障害者支援センター	17 人	32.7%
子ども・若者総合相談センター	20 人	38.5%
児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関	23 人	44.2%
教育支援センタ（適応指導教室）	9 人	17.3%
青少年交流の家、青少年自然の家等	13 人	25.0%
職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・ 地域若者サポートステーションなどの就労支援機関	21 人	40.4%
児童館	35 人	67.3%
フリースクール（フリースペース）	16 人	30.8%
通信制高校のサポート校	22 人	42.3%
青少年センターや青少年プラザなど、 若者の自主的な活動を支援する施設	4 人	7.7%
その他民間の機関	9 人	17.3%
どれも知らない	10 人	19.2%

児童館の認知度が最も高い一方、約 2 割はどの機関も知らないと回答しています。困難を抱えた際に適切な相談先を選ぶよう、各機関の名称だけでなく、対象となる悩み、利用方法の周知の必要性が示されています。

⑲麻績村に住み続ける・戻ってくるために望む村の姿（自由記載）

若者の定住・回帰に関する要望は、雇用、交通、住居、買物、子育て、交流、情報発信など生活全体に及んでいます。特に、村内や近隣で働ける環境、移動手段、若者が集まれる場所を求める意見が複数みられます。

一方、「今のままでよい」「昔から変わらない麻績村」「都会にはない良さ」「自然が宝物」といった意見も多くあり、利便性の向上と自然・地域性の維持を両立することが求められています。

5 麻績村のこども・若者支援施策の課題

当村のこども・子育て支援施策への課題については次の三つの視点から検討しました。

- ◎第二期子ども・子育て支援事業計画の評価
- ◎今回実施したニーズ調査等結果
- ◎国から地方自治体に課せられている課題

(1) 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価からの課題（第1回「麻績村子ども・子育て会議」で報告）

- 子育て援助活動支援事業については、親の用事や兄弟の行事等で、こどもを預けたい希望はあるが、預かる者の確保に課題があり、現状では実施が難しい。
- 病児・病後児保育の充実について希望はあるが、有資格者の確保及び安定的な事業の実施が難しい。
- 「こども誰でも通園制度」が試験的に始まっているが、詳細な保育ニーズについて再度調査が必要。

(2) 今回の計画策定のためのニーズ調査からの課題

- 3歳未満児についての保育ニーズへの対応が必要となってきた。
- 「こどものこと」について、保護者が相談する際の窓口の明確化の希望がある。
- ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業に対するニーズが根強くある。
- 小学生では、自宅で安全に過ごすこと及び放課後児童クラブの利用希望がある。
- 教育について、村の地理的状況から、「通学」「学習」に経済的・時間的不便が生じている。
- こどもたちの潜在的な困りごと、意見について、周囲の大人が相談を受ける、気づける環境づくり、関係づくりの必要性がある。
- こども・若者自身が相談先を選択できるようにする

(3) 国から各市町村に課せられている課題

- 母子保健及び児童福祉の切れ目ない提供・窓口の一本化
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子育て支援の充実
- こども・若者の意見表明の機会の確保

以上を踏まえ、本計画における当村の主な課題は次のとおりです。

- ① 各種相談窓口の明確化及び「子育て担当部局」の周知
- ② 多様化する「保育」のニーズについて、個別ケースから得られた経験を制度化し、次のニーズに対応できるようにする
- ③ 教育に付随する地理的不利の軽減
- ④ こども・若者の意見表明の機会の確保
- ⑤ こども・若者自身が相談先を選択できるようにする

第4章 子ども・子育て支援事業基本計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。この考え方により、当村では教育・保育提供区域を全村1区として設定いたします。

麻 績 村 全 図（提供区域全村1区）



2 幼児期のからの教育・保育

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、保育所などの施設の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

認定区分と提供施設

認 定 区 分			対 象 事 業	事 業 概 要
1号	こどもが満3歳以上 保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、勤務時間が短い家庭	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
		共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園	幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施。
2号	こどもが満3歳以上 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	こどもが満3歳未満 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所、地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

(2) 麻績村の教育・保育施設数

当村に現在設置されているのは公立保育所1か所です。

	施 設 数 (か所)	令和6年度末児童数 見込み (人)	定 員 (人)
幼稚園	0	—	—
保育所	1	55	90
認定こども園	0	—	—
認定外保育施設	0	—	—
事業所内保育施設	0	—	—

(3) 見込みと確保方策等

(ア) 1号認定・2号認定（教育ニーズあり）

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定 （教育のニーズあり）	0	0	0	0	0
	A 合計	0	0	0	0	0
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	0	0	0	0	0
B-A		0	0	0	0	0

(イ) 2号認定（教育ニーズなし）・3号認定

単位:人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定		36	36	35	33	29
	3号	0歳	3	3	3	3	3
		1.2歳	12	12	12	12	12
	A合計		51	51	50	48	44
確保の内容	認定こども園		0	0	0	0	0
	保育所		51	51	50	48	44
	小規模保育		0	0	0	0	0
	家庭的保育		0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	B合計		51	51	50	48	44
B－A			0	0	0	0	0

当村の幼児期の保育施設として設置されている「麻績保育園」の定員数は90人であり、令和11年度までの見込み量の確保は可能です。第二期のニーズ調査同様、第三期のニーズ調査結果でも、2号認定者、3号認定者の保育に対するニーズが高くなっています。

3 地域子ども・子育て支援事業

当村の地域子ども・子育て支援事業についても教育・保育提供区域と同じ考え方で全村1区として区域設定を行います。

(1) 利用者支援に関する事業

こども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、こども、又はこどもの保護者が身近な場所で支援が受けられる事業です。必要に応じて、関係機関との連絡調整等も行います。

◆現在の状況

麻績村こども家庭センターで実施し、乳幼児健診や育児相談の機会に、子育て支援事業の紹介や各種施設などの情報提供を行い、個々のニーズに合わせた支援をしています。

また、「地域子育て支援拠点事業（ひだまり広場）」においても、同様に子育てに関する情報提供を行っています。

◆施策の方向

令和6年度から設置している、「麻績村こども家庭センター」において、子育てに関する様々な相談に対して幅広い情報を提供し、成長段階に応じた助言・指導を行います。また、「地域子育て支援拠点事業（ひだまり広場）」でも同様の事業を行い、相互に連携を図り、「こども家庭センター」の機能を発揮します。

【利用者支援に関する事業の量の見込み（所管：こども家庭センター・教育委員会）】単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等の基本事業を実施します。基本事業としては ①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等を予定しています。

◆現在の状況

当村の地域子育て支援拠点事業を実施している「ひだまり広場」は、平成26年度から試行的に実施し、徐々に開設日を増やし、平成30年度からは、平日5日間の開設となりました。

乳幼児及び保護者が相互の交流や育児相談等を通じて、保護者の孤立化防止や育児による精神的負担の軽減につながっています。また、村内に住所を有する親子だけでなく、里帰り中の親子や近隣自治体に住所を有する親子の利用も受け入れています。

◆施策の方向

今後も基本4事業を中心に「ひだまり広場」の運営を継続し、季節の行事を取り入れ、参加しやすい雰囲気づくりを心がけていきます。また、専門スタッフによる育児相談等の機会を設けて、子育て支援の充実を図ります。

【地域子育て支援拠点事業に関する事業の量の見込み（所管：教育委員会）】単位：延人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,920	1,920	1,440	1,440	1,200
確保の内容	1,920	1,920	1,440	1,440	1,200

※量の見込みについては、今後の人口推計を参考にして算出しています。

（３）妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持増進を図るため、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施します。母子健康手帳の発行件数を勘案して、適切な目標量を設定していきます。

◆現在の状況

産婦人科の専門医療機関に委託して健診を実施しており、1妊娠期間中、妊婦健康診査14回の公費助成をしています。

◆施策の方向

今後も現状どおり継続していきます。

【妊婦健康診査事業の量の見込み（所管：こども家庭センター）】

単位：延人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200	200	200	200	200
確保の内容	200	200	200	200	200

（４）妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊婦の心身、経済的状況を把握し、その不安、負担の軽減と、安心して出産・子育てができる環境整備を実施していきます。

◆現在の状況

妊娠届出時及び妊娠8か月頃、並びに出産後に保健師・助産師が、面談等で相談を受けています。また、給付金の支給により、妊娠・出産に係る経済的な負担を軽減しています。

◆施策の方向

従来の「出産・子育て応援交付金事業」を引き継ぎ、実施してまいります。

【妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の量の見込み（所管：こども家庭センター）】

単位：回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	45	45	45	45
確保の内容	45	45	45	45	45

(5) 産後ケア事業

出産後、育児に不安がある、産後うつ等、心身の状態で療養が必要と認められた母と子に対して、医療機関や施設に宿泊しながら育児指導や療養指導を行い、その費用の一部を助成します。

◆現在の状況

病院・助産所で宿泊型支援を受ける場合、利用料の8割を村が負担（補助）しています（上限あり）。また、令和5年度からは、宿泊型以外の支援希望者に、母乳相談等費用助成事業として、母乳相談等費用助成券（1,000円/枚）を10枚交付しています。

◆施策の方向

今後も現状のとおり実施します。

【産後ケア事業の量の見込み（所管：こども家庭センター）】

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭全てに訪問し、育児指導や子育て支援に関する情報提供を行います。また、養育環境等の把握を行い、必要者は継続指導を実施していきます。

◆現在の状況

出産後はできるだけ早期に助産師・保健師が家庭訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い、育児不安の解消に努めています。訪問後は、乳児教室や「ひだまり広場」等親子の集まりの場へつなげます。また、必要に応じて、地区の民生児童委員も別途家庭を訪問して、地域での育児支援を行っています。

里帰り出産については、里帰り先の自治体に家庭訪問を依頼し、できるだけ早期の介入を行っています。

◆施策の方向

今後も現状のとおり実施することにより、乳児のいる家庭の育児不安の解消に努めます。

【乳児全戸訪問事業の量の見込み（所管：こども家庭センター）】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	10	9	8	7
確保の内容	11	10	9	8	7

（７）要保護児童等に対する支援事業（養育支援訪問事業）

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童虐待、養育困難、自殺リスク等の複合的な課題を抱えるこども・若者や家庭に対し、関係機関が連携して適切な支援につなげる体制づくりを進めます。

◆現在の状況

育児ストレスや産後うつ等により、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者や、育児の経験がなく、養育に不安があるなどの理由で、こどもの健全な成長が妨げられる可能性のある家庭に対して、養育に対する指導・助言を行い、適切な養育の実施、育児上の問題解決や負担の軽減を図っています。

◆施策の方向

育児支援と児童虐待予防の観点から、引き続き家庭訪問を実施していきます。必要に応じ、関係機関とも連携を取り、情報交換を行いながら実施します。また、心身の不調や自殺リスクを含む困難を抱えるこども・若者及び家庭については、要保護児童対策地域協議会等の枠組みを活用しながら、関係機関による早期把握と支援の連携強化を図ります。

【養育支援訪問事業の量の見込み（所管：こども家庭センター）】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	3	3	3	3
確保の内容	4	3	3	3	3

※児童虐待予防支援訪問：量の見込みはないが、必要に応じて実施する。

（８）子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で支援する事業です。

◆現在の状況

令和7年度から、松本児童園、乳児院等へ委託し、利用希望がある際に対応できる環境を整え、利用料のおよそ半分を村が負担します。

◆施策の方向

今後も現状のとおり実施します。

【子育て短期支援事業の量の見込み（所管：こども家庭センター）】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

ニーズ調査の結果からも、一定の事業への要望は存在しますが、地域の状況から提供会員の確保が厳しいため、第一期及び第二期計画同様、子育て援助活動支援事業をそのまま実施することは難しい状況にあります。今後も保育所の一時的保育事業、病児・病後児保育事業等で代替的に実施し、併せて、社会福祉協議会の実施する、育児支援ボランティア事業を案内いたします。

(10) 一時的保育事業

保育認定を受けていないこどもの保護者が医療機関受診、冠婚葬祭等により、家庭において保育をすることが一時的に困難となった幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

◆現在の状況

保育所を利用していない家庭で、医療機関受診、冠婚葬祭等により、家庭において一時的に保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合に、一時的保育事業を行っています。

◆施策の方向

核家族化が進む中、こどもを預かる者が近くにいない家庭が増加しているため、今後も現状どおり実施していきます。

また、子育て援助活動支援事業の代替事業も兼ねるため、保育士の確保に努めます。

【一時的保育事業の量の見込み（所管：教育委員会）】

単位：延人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

(11) 延長保育事業

保護者の仕事等の都合により、保育認定を受けたこどもが通常保育の利用時間以外に延長して保育を行う事業です。

◆現在の状況

保護者の就労形態の多様化、長時間保育需要に対応するため午前8時30分から午後4時30分までの短時間保育の認定を受けている場合、保育時間を超えて、午前7時30分から、また午後6時30分までの長時間保育を実施しています。

◆施策の方向

保護者の就業や家庭状況等により、定期的に延長保育を利用する家庭があること、また、ニーズ調査で、開始時間については午前8時から、終了時間については午後6時までの時間帯に利用希望があったため、今後も対応する保育士の確保に努め、事業を実施していきます。

【延長保育事業の量の見込み（所管：教育委員会）】

単位：実人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保の内容	15	15	15	15	15

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

令和8年度から事業を開始し、保育所等に通っていない0歳6か月以上3歳未満のこどもを対象に、月10時間の範囲内で、保育所等での保育を実施します。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（所管：教育委員会）】

単位：実人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児		1	1	1	1
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		2	2	2	2
確保の内容	0歳児		1	1	1	1
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		2	2	2	2

(13) 病児・病後児保育事業

病児保育は、保育所を利用しているこどもが病気になった際に、保護者の仕事の都合等で、家庭において保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された病児保育施設において、看護師、保育士等が一時的に保育する、又は病気のこどものいる家庭に訪問して家庭内での保育を行う事業です。病後児保育は、感染症を含む病気そのものは治癒しているが、本来の身体状態には戻っておらず、集団保育が難しい回復期で、保護者が仕事等の都合で、家庭での保育ができない場合、専用の病後児保育室で看護師、保育士等が一時的保育を行う事業です。

◆現在の状況

令和4年度途中から、病後児保育事業を開始しました。

◆施策の方向

病児・病後児保育は、地域内の実施機関、提供人員確保等の環境が整っておらず、安定的な実施が難しい状況です。現在、近隣自治体と連携し広域利用を検討しています。

【病児・病後児保育事業の量の見込み（所管：住民課）】

単位：実人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保の内容	4	4	4	4	4

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校の児童に対し、放課後等における安心・安全な居場所や活動として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室・おみっこ元気くらぶ）を行います。

◆現在の状況

保護者が就労している、小学校1年生から6年生までの児童を、「麻績村放課後児童クラブ」で受け入れ、放課後や長期休業日に安全に学習や遊び、スポーツができる場所として実施しているほか、放課後子ども教室やおみっこ元気くらぶの事業を実施しています。

◆施策の方向

今後も保護者の就労支援のため、小学校全学年を対象に事業を継続します。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との一体的な事業運営を進めていきます。

【放課後児童健全育成事業の量の見込み（所管：教育委員会）】

※低学年

単位：実人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	25	21	18	13
確保の内容	28	25	21	18	13

※高学年

単位：実人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	17	16	15	14
確保の内容	15	17	16	15	14

※量の見込みについては、現在の利用人数を参考にして算出しています。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育等に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

必要に応じて、国の制度に則り、補足給付の実施を検討します。

4 幼児期からの教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、保護者の就労支援の観点のみならず、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実が求められています。

幼児期から教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こども達に質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

① 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の提供

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、専門性の向上が不可欠なため、体系的・計画的な研修の機会を確保するとともに、これまで培われてきた知識・技能などをさらに充実するよう努めます。保育所の特性と保育の専門性を生かしてこどもの発達段階に応じたより質の高い保育（養護・教育）を提供することにより、こどもの生涯にわたる生きる力の基礎を培います。また、地域子育て支援拠点事業（ひだまり広場）にて、子育てに関する知識普及や相談活動を行い、地域に開かれた子育て支援拠点としての機能の充実を図ります。

② 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等によらず、柔軟にこどもを受け入れられる特長があります。当村では、2号認定者や3号認定者の保育に対するニーズが高いこと、また今後の児童数の見込みを考慮すると、当面は保育所で質の高い保育（養護・教育）を提供していきます。将来的には、状況の変化に応じて検討いたします。

③ 出生から小学校・中学校まで継続した支援の連携

こどもの支援にかかわる組織と担当する職員が、共通基盤に立ってこども達の支援に取り組んできました。

今後も引き続きこの体制を維持し、キーワードを「つむぐ・つらなる」とし、保育所、義務教育学校間の連携により、共通の課題検討や職員研修を実施するなど「支援」「保育」「教育」が途切れることなく一貫して行われるよう努めます。

第5章 子ども・子育て支援事業関連計画

1 子育て世帯への経済的支援（こどもの貧困対策の推進）

1) 全ての子育て世帯、こども・若者に対する経済的負担軽減の充実

（所管：住民課、教育委員会）

◆事業の概要

「出産祝金」、「子育て支援金」の支給、任意予防接種の接種費用補助、学校給食費の無償化など、村内の子育て世帯の経済的な負担軽減及び健やかな成長、健康の保持・増進を図ります。

◆施策の方向

今後も事業を継続実施し、子育て家庭、こども・若者への支援を行います。

2) 公立保育所の保育料保護者負担軽減（所管：教育委員会）

◆事業の概要

公立保育所の保育料について、減免等により軽減を図り、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

◆施策の方向

令和元年10月からの全国での保育料無償化に先立って、当村では、平成27年度から3歳以上の保育料を無料としてきました。また、令和8年度からは、2歳児の保育料についても無料としました。今後も、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

3) 子育てのための施設等利用給付事業（所管：教育委員会）

◆事業の概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する家庭へ、保護者の申請に基づき無償化給付を行う事業です。

◆施策の方向

現在のところ、利用者はいません。今後、利用希望に合わせて、給付体制等を整備します。

4) 福祉医療費給付金（所管：住民課）

◆事業の概要

乳幼児等、重度心身障害の者、母子家庭の者、父子家庭の者及び父母のいない者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療の給付又は、医療費の一部を給付する。

◆施策の方向

事業を継続し、子育て家庭への支援を行います。

5) 児童手当・児童扶養手当等事業（所管：住民課）

◆事業の概要

18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもを養育されている方に、児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している者に、児童扶養手当を支給します。

◆施策の方向

制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

6) 就学援助費（所管：教育委員会）

◆事業の概要

就学において経済的な困難がみとめられる児童生徒の保護者に対し、学用品費、その他就学に必要な費用の一部を援助し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの教育を受ける機会の確保を支援します。

◆施策の方向

制度の周知を図り、支援を必要とする家庭が適切に利用できるよう努めます。また、学校等の関係機関と連携し、経済的な困難を抱える家庭の早期把握と必要な支援につなげます。

7) 児童発達支援等通園費補助金（所管：こども家庭センター）

◆事業の概要

児童発達支援、放課後等デイサービス、フリースクール等の利用に伴う通園・通所に要する費用の一部を補助し、支援を必要とするこども及びその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

◆施策の方向

支援を必要とするこどもが、必要なサービスや居場所につながるができるよう、通園・通所に係る負担の軽減を図ります。

8) 生活困窮世帯への相談支援機関との連携（所管：住民課）

◆事業の概要

生活困窮や就労、家計、養育等に課題を抱える子育て世帯について、県保健福祉事務所及び、県または村社会福祉協議会、まいさば等の相談支援機関と連携し、各種制度や支援サービスにつなげることで、世帯の生活の安定とこどもの育ちを支えます。

◆施策の方向

関係機関との連携を強化し、支援を必要とする世帯の早期把握と適切な支援につなげます。また、経済的困難を抱える家庭が孤立しないよう、相談窓口の周知に努めます。

2 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援

困難を抱えるこども・若者や家庭に対しては、経済的な問題、発達や学習の課題、家庭環境の問題など、それぞれの状況に応じた支援が必要です。村では、専門的な知識や技術を持つ県の機関や関係団体と連携するとともに、支援体制の整備を進めることで、こども・若者が安心して生活し、家庭が安定した環境を保てるよう取り組みます。とくに、早期発見と支援につなげる仕組みを整備し、地域全体で困難を抱えるこども・若者と家庭を支える体制づくりを目指します。

1) 障がいのあるこどもや家庭への支援

障がいのあるこどもが健やかに育ち、全てのこどもが等しく、安心して地域の中で生活するために、こども一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

また、将来にわたる支援を見据え、家庭への相談体制の充実を図ります。

この内容は、当村の第7期障がい福祉計画（令和6年度～令和11年度）及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和11年度）との整合を図っています。

① 各種健診事業での発達相談の実施（所管：こども家庭センター）

乳幼児健診等の定期健診時に、保健師、栄養士、歯科衛生士、児童発達心理士等、こどもの発達の専門職から個別相談を受けられる機会を設け、関わり方の指導や医療機関・療育機関の紹介等を行い、障がいの早期発見、早期療育につなげる体制を整備しています。

② 健診フォローアップ事業（キッズ運動あそび教室）の充実

（所管：こども家庭センター）

保育所入所前で、発達に心配のある幼児と保護者を対象に、「キッズ運動あそび」を実施します。保健師、保育士、作業療法士等の専門職が関わり、小集団での遊びの体験を通し、特性に合わせた関わり方の指導・助言を行います。また、個別相談により保護者の心理的負担軽減を図ります。

③ 障がい児保育の充実（所管：教育委員会）

障がいのある・なしにかかわらず、幼児がともにふれあい、学ぶ機会の確保に努め、豊かな人間形成を目指します。保育所では、障がいのある幼児の保育を推進するため、専門職から助言指導を受け、常に保育士の知識・技能の向上・習得に努めます。

また、医療的ケアの必要な幼児の受け入れ体制の整備を図るため、必要に応じて設備の改修や加配対応できる職員、看護師等の人材確保をしています。

④ 幼児期から中学までの一貫した支援体制の推進（所管：教育委員会）

障がいなど、個別の支援を必要とするこどもが就園・就学等のライフステージにおいて円滑で適切な支援が一貫して受けられるよう、当村では、学校を含めた各組織が連携して取り組んでいます。各学期に、キッズサポート会議を未就園児から中学生まで行い、支援の必要なこどものスムーズな移行体制を整えています。

今後も引き続きこの体制を維持し「支援」「保育」「教育」が途切れることなく一貫して行われるよう努めます。

⑤ 障害児通所給付（児童発達支援・放課後デイサービス等）（所管：住民課）

児童福祉法に基づき、障がい児が地域社会の中でいきいきと暮らせ、一人ひとりの状況に応じた適切な療育が受けられるよう、障害児通所支援サービスを通じて発達を支援します。また、令和6年度から、児童発達支援等通園費補助金制度を開始しました。

⑥ 障がい児に関する支援利用計画（所管：住民課）

障がい児の自立した生活を支えるため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい児に関する支援利用計画を作成し、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援していきます。また、医療的ケアが必要な乳幼児・児童の支援に対しては、特に総合的な支援体制が構築できるよう支援計画を作成します。

2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行います。ひとり親については、生計の維持とこどもの養育という大きな責任を一人で負うとともに、社会的、経済的、精神的に不安定な状況に置かれる場合が多く、特に経済的な面で課題を抱える傾向も見受けられます。相談体制を整え情報提供を行い、家庭の自立を支援します。

① ひとり親家庭への総合的な支援の実施（所管：住民課）

ひとり親家庭の経済的問題、就労、こどもの養育など様々な悩みに対処する相談窓口を設置して、助言や情報提供を行います。必要に応じて長野県等の機関の専門職員による就労相談や修学等の貸付事業へつなぎ、ひとり親家庭の自立支援を行います。

② ひとり親家庭等医療費助成（再掲）（所管：住民課）
（本計画の第5章第1項4号に記載されています。）

3) こどもの虐待防止の強化、困り感のある保護者や困難を抱えるこども・若者への支援

全国的な課題として、虐待件数が増えていく中で、こどもの性被害防止、宗教・信仰を背景とした虐待、ヤングケアラー、こども・若者の自殺、不登校、ひきこもりといった課題が新たに増加し、虐待・要保護・要支援の課題は、個別の状況とその背景、対応が複雑多岐にわたるものとなってきています。

そのような中、令和5年4月から、国ではこども家庭庁が発足し、「こどもみんなか」を理念に、こどもの育ち、こどもの意見表明と権利擁護、保護者の子育て支援のワンストップを図っています。本村においては、こども家庭センターを設置し、当事者からの子育て相談窓口を一本化したことと合わせ、関係機関からの情報収集・整理の一元化を開始しました。併せて、「第二期麻績村いのち支える自殺対策計画」との整合を図ってまいります。

また、令和元年に、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」及び令和5年に、「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」が発出され並びに、令和7年6月に自殺対策基本法が改正され、学校における不登校児童生徒への一次対応、こどもの自殺防止対策の推進・強化における、学校の責務が追加されました。

① 産婦健康診査（所管：こども家庭センター）

「産後うつ」から養育に行き詰まり、乳児虐待にいたるケースがあるため、「産後うつ」の早期発見と支援のため、産婦健康診査を医療機関で実施し、その費用を助成します。受診の結果、産後うつが疑われる産婦については、医療機関等で支援を行います。

② 産後ケア事業（所管：こども家庭センター）
（本計画の第4章第3項5号に記載されています。）

③ 養育支援訪問事業等（再掲）（所管：こども家庭センター）
（本計画の第4章第3項7号に記載されています。）

④ 民生児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」事業（所管：住民課）

民生児童委員が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き取るとともに、子育て支援に関する情報を提供します。家庭の状況を把握し、必要に応じて関係機関への相談や連携を促すことで、乳児期からの適切な養育環境の整備を支援します。

- ⑤ こどもと親に対する相談・支援の実施（所管：こども家庭センター・教育委員会）
「こどもとの接し方がわからない」などの悩みを持つ親にペアレント・トレーニングやコミュニケーション講座等の開催による学習の場の確保や、家庭訪問・相談事業を通じて、保護者の支援を行います。

- ⑥ 関係機関連携による早期発見、早期対応の実施（所管：住民課・教育委員会・麻績小学校・筑北中学校）

ヤングケアラーや不登校・ひきこもり、こども・若者の自殺といった課題について、関係機関や施設と連携して、定期的なケース会議を通じ、こどもの日常的变化などの情報共有を図ることで早期発見・早期対応につなげます。また、村内の心配事相談（村社会福祉協議会、民生児童委員）、行政相談（総務課）、健康相談（保健センター）、精神保健相談（保健センター）、外部の法律相談、学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談を活用し、こども・若者や家庭が抱える課題について、必要な支援につなげる環境を整備します。

- ⑦ 子ども・若者総合相談（所管：県・教育委員会）

中信子ども・若者総合相談センターによる出張相談会を村内で年 4 回実施します。こどもや若者、その家庭が抱える様々な悩みや課題について、専門職による相談支援を行い、必要な支援サービスにつなげる役割を果たします。

- ⑧ 学校で行う心の健康保持に関する教育・啓発に関する協力（麻績小学校・筑北中学校、教育委員会）

村内の小中学校において、こどもたちが心の健康を維持し、自分自身の悩みや困難を適切に伝える力を養うための教育・啓発活動、とくに「SOS の出し方に関する教育」を通じ、こどもたちが困難を抱えた際に、信頼できる相手に助けを求める方法を学ぶ機会について、学校と協力していきます。

4) 国際化の進展に伴う、外国人の保護者・幼児への支援（所管：教育委員会）

国際化に伴い、両親又は、保護者のいずれかが外国人という家庭が増加しており、当該幼児が円滑な教育・保育等を利用できるよう、丁寧な説明や情報提供に心がけます。また、必要に応じて、支援員の確保や長野県国際化協会等、通訳の支援のできる団体を利用していきます。

3 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する長野県との連携

当村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要なこどもの施策の充実を、長野県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関連する各機関と連携を密にして展開します。

4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

当村は、仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しを図るために、県・地域の企業・労働者団体・労働局・子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

5 こども・若者の意見表明

こども基本法では、「こどもまんなか」を理念に、全てのこども・若者が、自分たちに関わる施策について意見を述べる機会を保障することが重要とされています。

麻績村では、発達段階に応じた多様な意見表明の場を整備し、こども・若者の声を村の施策に反映させていきます。困難を抱えるこども・若者の声はもとより、すべてのこども・若者が、自分たちの未来について主体的に関わることができる環境づくりを目指します。

1) こども議会の開催（所管：議会事務局）

◆事業の概要

児童らが、議会について知るため、また、村の施策や地域の課題について意見を述べる場として「こども議会」を開催します。こども・若者が、自分たちの声が村政に反映される経験を通じて、市民参加意識を高めるとともに、村は、こども・若者の視点から、より良い施策の構築を目指します。

◆施策の方向

定期的にこども議会を開催し、こども・若者の多様な意見を収集します。また、議会での提案・要望に対しては、実現可能性を検討し、可能な限り施策に反映させるとともに、その結果をこども・若者にフィードバックします。

2) 陳情・請願制度の周知と活用促進（所管：議会（議会事務局））

◆事業の概要

こども・若者が、村議会に直接、陳情・請願を提出できる制度があることを周知し、自分たちの声を村政に届ける手段として活用を促進します。

◆施策の方向

陳情・請願制度について周知し、こども・若者が利用できる環境を整えます。

3) 「村民の声」（意見提案ボックス）の設置（所管：議会（議会事務局））

◆事業の概要

こども・若者が、気軽に意見や提案、相談を寄せられるよう、公共施設に意見提案ボックスを設置します。年齢や立場に関わらず、全てのこども・若者が、自分たちの考えを表現できる場を確保します。

◆施策の方向

寄せられた意見については、定期的に確認し、内容に応じて関係部局で検討します。また、可能な限り、提案者へのフィードバックを行います。

4) 二十歳の集いにおけるアンケート実施（所管：教育委員会）

◆事業の概要

二十歳の集いの機会に、参加者を対象としたアンケートを実施し、人生の新たなステージに向けた課題や期待、村への思いなどを聴取します。

◆施策の方向

聴取した意見等を公民館報を通じ村内に紹介します。

5) 麻績村こども計画作成のためのアンケート及び子ども・子育て支援事業実施に係るニーズ調査（所管：こども家庭センター）

◆事業の概要

こども・若者の生活実態、意識、悩み、将来への希望、子育てをしている者のニーズ、村の施策に対する意見等を把握するため、「麻績村こども計画作成のためのアンケート」を実施します。年齢や個別の状況に応じた多様な声を把握し、こども・若者に関する施策の基礎資料とします。

◆施策の方向

調査結果を踏まえ、こども・若者、子育てをする者の意見や実情に即した施策の検討を進めます。また、計画改定年度ごとに、継続的に調査を実施し、こども・若者の声を計画の推進や見直しに反映させます。

資 料

1. 麻績村子ども・子育て会議委員名簿

委 員

	職 名	氏 名	備 考
1	麻績村議会代表（社会文教委員）	塚原 利彦	
2	民生児童委員協議会代表	塚原 富美江	
3	麻績小学校 PTA 会長	宮下 温子	
4	麻績保育園保護者会長	毛利 裕子	
5	麻績小学校長	伊藤 尊夫	
6	麻績保育園長	塚原 京子	
7	麻績村子育て支援コーディネーター	高野 智弘	
8	ひだまり・児童クラブ担当	清水 智香子	
9	教育委員	坂口 曜子	
10	教育長	加瀬 浩明	
11	健康推進係長（保健師）	高野 寿美	

事務局

職名	氏 名	備考
住民課長	宮下 佳康	
教育次長	宮下 信俊	
住民係長	青木 秀典	
地域包括係長	関崎 豊	
教育担当係長	臼井 太津男	
保健師	榎本 岳人	

2. 議事録

第1回子ども・子育て支援会議

1. 会議概要

(1) 開催日時 令和6年11月12日(火) 14時00分～15時30分

(2) 開催場所 麻績村役場 第1・2会議室

(3) 出席者

【委員】塚原(利)委員 宮下委員 滝澤麻績小学校教頭(代)
塚原(京)委員 加瀬委員 坂口委員 高野(智)委員
清水委員 高野(寿)委員

【事務局】宮下(佳)住民課長 宮下(信)教育次長 臼井教育担当係長
榎本主任

(4) 次第

1 開会

2 村長あいさつ

3 自己紹介

4 議事

(1) 正副会長の選出 会長…加瀬委員 副会長…塚原(京)委員

(2) 第二期麻績村子ども・子育て支援事業計画の評価報告及び第三期
麻績村子ども・子育て支援事業計画)の策定に係るアンケート調
査について

(3) その他

5 今後のスケジュール

1 1月下旬……………アンケート配布

1 2月中旬……………アンケート回収締め切り

1 月下旬……………第2回会議

アンケート結果及び計画の素案について

2 月中旬～下旬……………審議内容反映、パブリックコメント

3 月……………第3回会議

パブリックコメント後修正案提出

最終審議・承認

計画完成

第2回子ども・子育て支援会議

1. 会議概要

(1) 開催日時 令和7年1月21日(火) 14時00分～15時00分

(2) 開催場所 麻績村役場 第1・2会議室

(3) 出席者

【委員】塚原(利)委員 塚原(富)委員 宮下委員 伊藤委員
塚原(京)委員 加瀬委員 坂口委員 高野(智)委員
清水委員 高野(寿)委員

【事務局】宮下(佳)住民課長 宮下(信)教育次長 臼井教育担当係長
関崎地域包括係長 榎本主任

(4) 次第

1 開 会

2 議 事

(1) ニーズ調査アンケートの結果報告

(2) 第三期麻績村子ども・子育て支援事業計画素案(調査結果集計反映、量の見込み反映部分)について

3 今後のスケジュール

～2月16日……………審議内容の反映・修正

2月17日～28日……………HP掲載、パブリックコメント受付

3月……………第3回会議

パブリックコメント後修正案提出

最終審議・承認

計画完成

第3回子ども・子育て支援会議

1. 会議概要

(1) 開催日時 令和7年3月17日(月) 14時00分～15時00分

(2) 開催場所 麻績村役場 第1・2会議室

(3) 出席者

【委員】塚原(利)委員 塚原(富)委員 毛利委員 伊藤委員
塚原(京)委員 加瀬委員 坂口委員 高野(智)委員
清水委員 高野(寿)委員

【事務局】宮下(佳)住民課長 宮下(信)教育次長 臼井教育担当係長
榎本主任

(4) 次第

1 開 会

2 議 事

(1) パブリックコメントの結果報告

最終審議・承認 計画完成

3. 麻績村こども計画策定審議会委員名簿

委 員

	職 名	氏 名	備 考
1	教育長	加瀬 浩明	
2	麻績村議会代表（社会文教委員）	山口 利江	
3	教育委員	小松 小百合	
4	民生児童委員協議会（主任児童委員）	宮川 千恵子	
5	筑北中学校 PTA 会長	吉池 忍	
6	麻績小学校 PTA 会長	丸山 夏美	
7	麻績保育園保護者会長	塚原 和香子	
8	筑北中学校長	大鷹 宏彰	
9	麻績小学校長	尾台 弘枝	
10	麻績保育園長	塚原 京子	

事務局

職名	氏 名	備考
教育次長（こども家庭センター長）	宮下 信俊	
教育係長（統括支援員）	森山 正一	
住民課長	宮下 佳康	
保健師（子育て支援相談係）	榎本 岳人	
麻績村子育て支援コーディネーター	高野 智弘	

4. 審議会議事録

第1回

- (1) 開催日時 令和8年7月7日(火) 14時00分～16時00分
- (2) 開催場所 麻績村地域交流センター 第3・4研修室
- (3) 出席者
 - 【委員】加瀬委員、塚原(京)委員、山口委員、小松委員、宮川委員、
吉池委員、丸山委員、塚原(和)委員、大鷹委員、尾台委員
 - 【事務局】宮下(佳)住民課長、宮下(信)教育次長、森山教育係長、榎本主査、
高野主任
- (4) 内 容
 - 1 開 会
 - 2 教育次長あいさつ
 - 3 自己紹介
 - 4 議 事
 - (1) 正副委員長の選出 委員長…加瀬委員 副委員長…塚原(京)委員
 - (2) 第三期麻績村子ども・子育て支援事業計画の改訂に伴う、麻績村こども計画策定に係る審議
 - (3) 麻績村こども計画作成のためのアンケート調査
 - 5 今後のスケジュール
 - 7月下旬…………… アンケート配布
 - 8月上旬…………… アンケート回収締め切り
 - 10月…………… 第2回会議
アンケート結果及び計画の素案について
 - 10月…………… 審議内容反映、パブリックコメント
 - 11月…………… 第3回会議
パブリックコメント後修正案提出
最終審議・承認
計画完成

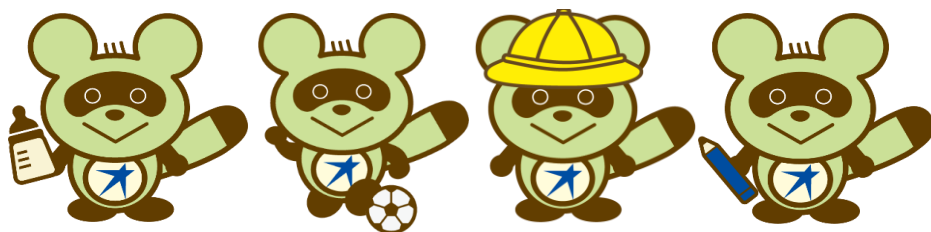
第2回

- (1) 開催日時 令和8年10月1日(木) 14時00分～15時00分
- (2) 開催場所 麻績村地域交流センター 第3・4研修室
- (3) 出席者
 - 【委員】加瀬委員、塚原(京)委員、山口委員、小松委員、宮川委員、吉池委員、丸山委員、塚原(和)委員、大鷹委員、尾台委員
 - 【事務局】宮下(信)教育次長、森山教育係長、榎本主査、高野主任
- (4) 次第
 - 1 開 会
 - 2 議 事
 - (1) アンケートの結果報告
 - (2) 麻績村こども計画素案について
 - 3 今後のスケジュール
 - ～10月下旬…………… 審議内容の反映・修正
 - 10月下旬～11月上旬 …… HP掲載、パブリックコメント受付
 - 12月3日…………… 第3回会議
 - パブリックコメント後修正案提出
 - 最終審議・承認
 - 計画完成

第3回

- (1) 開催日時 令和8年12月3日(木) 14時00分～
- (2) 開催場所
- (3) 出席者
 - 【委員】
 - 【事務局】

- (4) 次第
 - 1 開 会
 - 2 議 事



発行年月：令和9年3月

発行・編集：麻績村

〒399-7701 長野県東筑摩郡

麻績村麻 3836番地

TEL：0263-67-3001

FAX：0263-67-3094

E-mail：omi@vill.omi.nagano.jp